

「第5回甲府市保健所設置検討委員会」議事録

【開催概要】

- ・日 時 平成29年2月21日(火)午後7時00分～午後8時00分
- ・会 場 本庁舎4階 本部長会議室
- ・出席委員 出席(9名) 古屋委員(副委員長)、武井委員、内藤委員、相吉委員、雨宮委員、藤澤委員、横山委員、本庄委員、山縣委員(委員長)
欠席(4名) 小松委員、笠松委員、山形委員、佐藤委員
- ・事務局 福祉保健部福祉保健総室総務課
- ・傍 聴 0名
- ・報 道 0名

1 議事

(委員長)

委員の皆で熱い議論を交わして作成した保健所設置基本構想について、広報こうふ平成29年1月号の8ページ「平成31年4月甲府市が保健所を設置します」という記事にもあるとおり、市長に、提言書を添えて提出した。それが10月5日のことだが、その後も検討を重ね、保健所設置基本構想の25ページにあるとおり、最終的に11月7日に保健所設置基本構想が策定されたということである。この基本構想を、これからも基盤として皆が共有し、今、まさにスタートラインに立ったところであると思う。本日の会議では、最終的にこの検討委員会をどのように継続していくのか事務局から提案があるようだが、今後も引き続き皆の意見を伺いながら、甲府市の保健所について検討していきたいと思うので、よろしく願いしたい。

(1) 甲府市保健所設置基本構想の策定について

福祉保健部総務課保健所設置係より、上記について報告した。

○甲府市ホームページにて公開中。(ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 健康・福祉・子育てに関する計画 > 甲府市保健所設置基本構想～保健所の設置について～ > 甲府市保健所設置基本構想を策定しました)

(2) 保健所設置の進捗状況について

福祉保健部総務課保健所設置係より、上記について説明を行った。

【質疑応答】

① (委員)

薬剤師が担当する薬務行政という事務は、保健所において非常に大きなウエ

イトを占めると思う。必要とされる数の薬剤師がまだ採用できていないということだが、そのあたりの見通しはいかがか。

(事務局)

昨年末、市薬剤師会の理事会に伺い、巷でも薬剤師不足ということだが、本市の薬剤師確保のためにご尽力いただきたいをお願いをしたところである。薬剤師については、他都市の状況を見ると、採用募集すると結構応募される自治体もあるなど、それほど苦勞していないところもあるようである。そういったところについては、どのような取組をしているのか、話を伺うなどして参考にしたい。甲府市として、今までも薬学部のある近隣都県の大学に、試験案内を郵送してきたが、今後は、直接大学を訪問したり、学生が閲覧する就職支援サイトにも登録するといった活動を積極的に行っていきたいと考えている。

また、場合によっては、食品衛生や環境衛生といった分野については、薬剤師以外の職種の採用を検討する必要もあると認識しているが、まずは、薬剤師の採用ができるよう、最善を尽くしていきたい。

(委員)

薬剤師については、第2回委員会でも話をしたが、県庁でも、公立私立関係なく病院でも、また薬剤師会の会員として圧倒的に多い薬局でも、慢性的に不足している。聞くところによると、山梨県からは毎年百数名くらいの学生が薬学部に進学しているらしいが、県内に薬学部はないため、全員県外に出ることになる。薬学部を卒業して、その後地元に戻ってくるのは、十名いるかないかというのが現状で、これはこの十年くらいずっと続いており、年を追うごとに減少している。更に、退職者もいるが、その退職者についても、当然補充はできておらず、本腰を入れて対応する必要がある。事務局からもあったとおり、全国的に見ると地域格差は非常に大きい。薬学部設置大学が多い東京都でも、二十三区については、駅に近い病院・薬局は少々過剰になっているが、これが二十三区外になると不足していると聞くし、まして地方となると圧倒的に不足している。

あと一点つけ加えると、薬学部で、薬務行政に関するカリキュラムは実はほとんどない。実務実習は一般的に半年間行われるが、その中に行政部門の実習はない。そういうことから、学生としても、もともと知識もないし中々理解できないということもあると思う。長年薬剤師会の役員をしており、県からも、毎年何とかならないかと言われている。もはや通常の方法を取るだけでは薬剤師の採用は難しく、本腰を入れて対応する必要があるのだと思う。また、これも私個人の考えだが、薬務行政の仕事は特殊で、特に保健所の実務にはある程度熟練した職員が必要である。新採用職員がどの程度実務的な仕事ができるのかということになると、なかなか難しいところがあると思う。県から県保健所などで勤務している薬剤師を、市の方に出向してもらおうなどの考えはないのか。

(事務局)

今、委員からもあったが、採用してすぐに仕事ができるかというできない。そのため、保健所開設前に前倒しで職員を採用し、県に派遣して実務研修を受けてもらいたいと考えているが、開設時にも研修を1～2年受けた程度なので、県から実務に精通した職員を派遣してもらわないと、実際の事務の執行は難しいし、そういった分野の管理・監督職員についても、新採用職員では、あと20年くらい経たないと、管理職としての判断ができないと思う。そういった諸々のことについて、しばらくの間、県から派遣してもらえるよう協議をしているところである。

(委員長)

当初から、専門職の確保は苦労すると見込まれていたが、今後引き続き取り組んでほしい。薬剤師の場合には、医薬分業により薬剤師の需用が増えたというところがあると思う。公衆衛生だが、保健師や医師は養成の課程で学んでいるが、薬剤師教育の中には、実務を含めた公衆衛生がないという課題があることについて、今、知った。今後も薬剤師確保に取り組んでほしい。

② (委員)

山梨県では、薬剤師である県職員の出身大学で行われるセミナーに、職員を参加させるという取組などを行っているそうなので、甲府市も、そういった中長期的な取組をしてはどうかと思う。

(事務局)

市としても、薬務行政に関して薬剤師を募集するのが初めてだったため、そこまで気が回らなかった。今、委員からもあったが、「県職員出身大学の学生に対してアプローチする。」、「大学主催の企業セミナーに参加する。」など、薬剤師募集のアピール方法について先日県から伺ったので、そういった方法も今後は取り入れていきたいと考えている。

(委員長)

資料③「法定・法定外移譲事務一覧表」だが、これは基本的に保健衛生行政に関する事務の一覧表で、そのうち保健所の事務数を示した資料ということでよいか。

(事務局)

2列あるうちの左側の数字が保健衛生行政、市の福祉保健部・子ども未来部で所管する事務数であり、右側の数字が保健所を設置した後に、保健所で行っていくであろう事務数になる。

(委員長)

全部で1, 805※の法定・法定外移譲事務ということだが、この中にはこれまでも市でやっていたものが含まれるのか。それとも、県でやっていたものなのか。

(事務局)

新たに市で行うことになる事務である。

(委員長)

中核市に移行するため、これまでは県でやっていた1, 805※の業務が市に移譲され、そのうち1, 251※が保健所の業務であるということで、これを見ただけでもすごく大変なことだということが分かる。移譲事務についてだが、市に移譲されないまま県に残るものもあるのか。

※印の数については、平成29年2月16日現在のもの。

(事務局)

法令などで、事務の実施主体が中核市の市長、保健所設置市の市長、保健所長、そういう事務が全て資料③に網羅されている。中核市の事務とされているもので、移譲されないまま県に残るといったものはない。

(委員長)

このあたりのことについて十分な知識がないのだが、そうすると、法令などでは県の事務とされているが、プラスアルファとして甲府市が移譲を受ける事務はあるのか。

(事務局)

資料③の3ページに法定外移譲事務というものがあり、県単独事務というのは、県が自らの判断に基づき行っていた事務を、引き続き市においてもやっていくというものであり、特例条例というのは、法令などでは県の事務とされているが、市民の利便性などを考えたときに、市で実施した方がよいと判断されるため移譲を受ける事務である。

(委員長)

法令に基づいて移譲されるのが法定移譲事務であり、法令としては県の事務なのだが、市民の利便性などの面で、市としての負担は大きくなるけれど移譲を受けるものが、法定外移譲事務ということのようである。

専門職の必要人数については、基本的に法定移譲事務を実施するための必要

数で、法定外事務の移譲を受けるための必要数は含まれないということでのいいのか。

(事務局)

現在の必要人数は、平成27年度県から提示された事務の、一件あたりの処理件数、処理時間をもとに人役を算出し、それらを全部合算して求めたものである。その中には、法定移譲事務だけではなく法定外移譲事務も含まれている。

③ (委員)

保健所設置のため、今年度薬剤師を3人採用する予定だったということだが、どういう業務に対してこれだけの人数が必要なのか教えてほしい。

④ (委員)

薬剤師は、バックグラウンドが豊富な専門職である。医療機器を含めた薬務行政に関して必要であるし、食品衛生行政でも食品衛生監視員、食品の専門家としての業務もできるし、生物、医療といった分野も勉強しているため、感染症の業務もできる。県に入庁して、保健所で感染症の業務をしたことがない薬剤師が、いきなり健康増進課(※感染症担当という部署がある。)に配置されて驚いたことがあるが、ちゃんと仕事ができ、薬剤師ってすごいなと思ったことがある。なので、薬剤師は色々な面で活躍しており、甲府市も採用できるよう取り組んでほしい。

(事務局)

今、委員から説明があったとおり、保健所設置基本構想の16、17ページに、必要な職、資格などを掲載しており、食品衛生監視員、薬事監視員などを薬剤師が担うことになる。時間の都合もあり、資料③のどれがそうであるということまで細かく示すことはできないが、食品衛生法から、薬剤師法まで、大体26法令の事務に薬剤師が関わることになるようである。

(委員長)

構想の16、17ページを見ると、「医師、歯科医師、薬剤師、獣医師」のいずれかの資格が必要というところが結構あり、先ほど示された移譲事務のところを見ても、今話にあった具体的な法令に基づくものにしても、薬剤師が必要なところは結構あり、そういう意味で薬剤師が3名必要になるようである。

⑤ (委員)

動物行政に係る部分については、今どうなっているのか。施設についてなど、現時点で回答できる範囲でよいので教えてほしい。

(事務局)

狂犬病予防法に基づく抑留施設、動物愛護法に基づく一時保護施設、また、殺処分を行う施設を市が設置しなければならないと認識はしている。県は動物愛護管理推進計画にあるとおり、殺処分についてはできるだけ減らしていくよう取り組んでおり、市も県の取組を引き続き実施できるよう検討していきたい。一時保護施設については、現在市の施設の中で整備する場所を検討しているが、現時点で、場所については結論が出ていない。抑留施設、殺処分に関しては、県に委託したいと考えている。動物愛護に関わる部分については、市として取り組んでいきたいと考えており、近日中に県と協議する予定である。

(委員長)

獣医師の確保も難しいという話が当初あったが、獣医師については、現時点で数名は確保できているようである。

構想の7ページに載っているが、構想策定の11月時点では、法定移譲事務だけだが849事務となっており、それが倍近く増えたということである。スタートから大変だと思うが、ぜひ整備していったほしいと思う。

(3) 平成29年度以降の検討委員会について

福祉保健部総務課保健所設置係より、上記について説明を行った。

【質疑応答】

① (委員)

資料⑦に市民へのPRという項目があり、ここに色々な方法が示されている。実は、甲府市でも認知症初期集中支援チームがもうすぐ発足する予定だが、その中でも地域の理解、周知が非常に重要だということで、自治会連合会としては、町の代表というと自治会長なので、まずは自治会長が理解できるようなキャンペーンを始めようかと思っている。保健所設置についても、認知症と同じように地域の方の理解が大事だと思う。自治連としては実施したいと考えているので、まだ先のことになるがタイミングなど相談しながら、いかがか。まず、自治連の会議があって、その会議の場でもってよく説明し、各地区に自治会長が戻ったら、地元の自治会長会議でもってやってもらうと。その辺が第一歩かなと思う。認知症の活動でそのような方法を考えているので、まだ先になるかもしれないが、保健所設置についても同様にやっていきたいと考えている。

(委員長)

大変重要な提案だと思う。広報のように市から発信するものだけではなく、今日集まっている各会、連合会、協議会などの代表の方が委員になっているので、そこを中心に理解を深めていくというのは非常に重要であるし、保健所に関係する方の理解を得て、そこから発信をしてもらうという意味でも、今日参

加の各会、連合会、協議会の代表のところ、色々な啓発活動をやってもらうというのは非常にありがたいことだと思うので、事務局はぜひ検討してほしい。

②（委員）

素晴らしい発言だと思う。甲府市で活動する団体は多く、良き理解者だと思う。そういう方への啓発資料はどんなものかと少し考えてみたが、基本構想の中から分かりやすいところ、関係するところを抜粋してのような形、あるいは、広報こうふ1月号のコピーなりがいいのかなと思う。各団体別には具体的にはすぐに思いつかないが、それぞれに対して、説明資料は少しずつ違ってくるのではないかと思う。そのようなことも、せっかくなので、事務局で検討してほしい。

（事務局）

今年度中に、中核市移行に向けてのリーフレットを作成することを予定している。そういう場では、こういうリーフレットのようなものを使いながらやっていきたいと考えているところである。

①（委員）

先ほどのことは、自治連の29年度の事業計画の中に入れるつもりでやっている。現在タイミングを計っているところであり、認知症についても保健所設置係のある総務課は担当ではないと思うが、福祉保健部には説明資料作成などで、ぜひ協力してほしい。

（委員長）

せっかくなので、進捗状況や今後のスケジュールなどへの意見を含めて、委員から一言ずついただきたい。

③（委員）

今日の会議ではかなり具体的などころまで示されたと思う。山梨県食品衛生協会は、食品の検査という部分で保健所と関わっている。現在、県の中北保健所にも、山梨県食品衛生協会の支部として甲府食品衛生協会が入って、食品衛生に関する自主衛生管理の活動をしている。甲府市の食品検査については、山梨県食品衛生協会も全面的に協力したい。甲府食品衛生協会は、甲府市のほか、甲斐市、中央市などの会員で構成されており、組織の見直しについても考える必要があると思うので、そのあたりについても今後相談したい。

④（委員）

保健所設置に関するパンフレットを今から作るということで、それを期待して、関係団体にも話をしていきたいと思う。

⑤（委員）

甲府市食生活改善推進員は29地区で活動しており、現在会員は544名いる。保健所について全員に周知するには、会員の多数が出席する総会がいいのではないかと思う。時間を取るなので、そういうところで説明してほしい。

⑥（委員）

保健所設置の周知についてだが、時々愛育会の役員にも聞いてみると、広報は見えていないこともあるというのが現状のようである。そのため、こういう委員会に出席した折には、できるだけ習得して帰りたいと思っているが、役員会などでは年間の事業をこなすことで精一杯であり、なかなか周知できていない。今後リーフレットを作成し、地域へ周知していくということのようだが、以前、愛育会としては中核市移行・保健所設置の出前講座をしてもらったが、よく分からなかったという人もいた。その後も計画したが、連合会の行事などもあり、実現できていない。そうはいつても時期は迫ってきているので、私たちのような組織で活動している人には特に周知が必要だと思う。リーフレットが完成した折には、役員会、研修会などで時間をとるようにするので、説明してほしい。

⑦（委員）

自治連のほかに、社協の穴切地区の活動もしている。新しい地域包括ケアシステムの中でも謳われているように、地域の意識を高めるのが大事なことだが、これが一番難しいとも思う。今がタイミングだと思うので、これからも少しずつ地域の啓発というか、意識高揚ということをやっていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

⑧（委員）

色々な意見を伺って感心した。薬剤師会もこれから総会を開催するし、毎月必ず数回は研修会を実施している。先ほども話をしたが、薬剤師会の会員にとって、保健所は非常に馴染み深く、許認可の関係でもお世話になっているので、研修会などあらゆる機会に、甲府市の保健所設置について、アピールしていきたいと考えている。

⑨（委員）

保健所業務はもちろん重要だが、（仮称）甲府市総合健康支援センターも、甲府市らしさのある、前向きな新しい形のを提案してほしいと思う。

⑩（委員）

今、委員の発言にあったとおり、保健所としての固有の業務のほかに、市民の方と一体的にという面があって、自治会連合会、愛育連合会、食生活改善推

進員連絡協議会の委員の方から大変前向きな発言をいただいた。こういう市民の方がいるならば、甲府市の保健所も「マイ保健所」として活用してもらえればよいと思う。届出、許認可とかそういう堅い話のほかに、市民の健康づくりとか、より安全・快適といった前向きなまちづくりのような機能も保健所にはあると思う。なので、ぜひ甲府市保健所を活用してもらえるとよいと感じた。

(委員長)

委員の皆様から意見を伺ったが、本当に前向きな意見ばかりだった。ポイントは二点だと思う。

一つ目は、これから甲府市の保健所を周知するにあたって、保健所の業務はあまり馴染みがないものだと思うので、広報こうふ1月号の記事にある「保健所設置により期待される効果」などのように、何が今までと変わるのか、何が良くなるのかということ、具体的な例として挙げてみると理解が深まると思う。先ほど、委員からも様々な立場・団体に向けた啓発資料があればよいという意見があったが、そういうことを加味した周知について検討してほしい。

また、「マイ保健所」という発言があったが、様々な人が利用する公共施設は、最近あり方が変わってきたように思う。例えば、図書館は、従来は静かに本を読む、勉強する場だったが、現在の山梨県立図書館のコンセプトには、住民が集うコミュニティ広場という面もある。新しいものをつくる時には、市民に開かれた、親しみがもてるものにすると、皆が機能的に活動できると思うので、その点を意識して、周知・広報に取り組んでほしい。

二つ目は、委員からあったように、これまで中北保健所管内で活動していた組織が、甲府市に保健所ができることで、組織の枠組を含め変更、影響があるのかどうかということ、それぞれの組織にとっては重要なことだということだ。また、県が5年ごとに策定している地域保健医療計画は平成29年度までとなっており、次の計画(平成30年度～34年度)の検討は来年度に行われる。甲府市が保健所を設置するのは医療計画の途中の平成31年4月であり、区切りの悪いところではあるが、甲府市保健所がどのような役割を果たしていくのかというような検討を、県と共同でやっていく必要があると思う。

保健所設置基本構想が策定されたわけではあるが、そういうことも含め、当初想定していたよりも移譲事務数が増加したこと、専門職の人材確保など、大変な作業ばかりであり、検討委員会が少しでもその助けになればと思う。

時間になったのでこれで委員会を終わりにしたいと思うが、委員の皆様には、見識高い、豊かな経験を踏まえての意見をいただき本当に感謝申し上げます。保健所の開設に向けて必要な事項を検討し、基本構想を策定する委員会の目的を達成することができたので、今回の5回目を持ち、終了するということのものである。以上で議事を終了する。

(事務局)

委員長、副委員長をはじめ、委員の皆様には、大変忙しい中、ご審議賜り、また、多くの貴重な意見をいただき、本当に感謝申し上げます。今、委員長からもあったとおり、最後の委員会となるので、事務局を代表して、福祉保健部長より、お礼の挨拶を申し上げます。

(福祉保健部長)

委員の皆様にはそれぞれ専門的な見地から、貴重な意見をいただき、基本構想を策定することができた。心より感謝申し上げます。市が新しく設置する保健所と、保健センターが現在行っている機能をそれぞれ統合し、(仮称)甲府市総合健康支援センターという形で業務をしていきたいと考えている。そのセンターが、市民の健康づくりや公衆衛生の拠点として、効率よく、効果的な事業展開ができるよう、万全の準備をしていきたいと思う。平成30年度になると、事務の引継といったところになってしまうので、準備の段階とすると、29年度に本腰を入れて、具体的な準備まで詳細なスケジュールを含めて組んでいかなければならない。そういった意味からも、委員の皆様には、引き続き、それぞれ専門の見地から、色んな意見をいただきたいと思う。そうしたことから、検討委員会は名称を変え、平成29年度以降も開設までの二年間準備していきたいと思うので、よろしく願い申し上げます。また、今までの協力に感謝を申し上げ、お礼の挨拶としたい。心から感謝申し上げます。

(事務局)

それでは、本委員会の設置目的であります、保健所設置基本構想をとりまとめることができましたので、今回の第5回をもちまして、甲府市保健所設置検討委員会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、7月から8ヶ月間になりましたが、本当にありがとうございました。それでは、第5回甲府市保健所設置検討委員会を終了いたします。

— 以 上 —